

受遺者又は遺言執行者の方が
「遺言書情報証明書」又は「遺言書の閲覧」を
請求されるときに必要な書類についてご案内します。

①

遺言書保管所（法務局）から
「遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）」の送付を受けましたか。

* 「遺言者が指定した方への通知」のことではありません。

はい ↓

必要な書類は、次のとおりです。

いいえ ↓

②に進んでください。

【必要書類等】

* 遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所（法務局）の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となります。

- ☐ 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）
- ☐ 請求人の住民票の写し
- ☐ 請求人が受遺者の相続人である場合（遺言者より先に死亡している場合は請求できません）
→ 受遺者の相続人であることを確認できる戸籍謄本等
- ☐ 法人が請求する場合
→ 法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）
- ☐ 法定代理人が請求する場合
→ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（成年後見人等）（作成後3か月以内）
- ☐ 遺言書情報証明書交付請求書又は遺言書の閲覧請求書
- ☐ 請求人の本人確認書類（有効期限内のもの）
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）

②

「法定相続情報一覧図」の写しを持っていますか。

はい ↓

相続人の住所の記載はありますか。

いいえ ↓

はい ↓

いいえ ↓

必要な書類は、次のとおりです。

③に進んでください。

④に進んでください。

【必要書類等】

* 遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所（法務局）の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となります。

- ☐ 「法定相続情報一覧図」（住所の記載があるもの）
※ 廃除された者がある場合は、その者の戸籍謄本及び住民票の写し
- ☐ 請求人の住民票の写し
- ☐ 請求人が受遺者の相続人である場合（遺言者より先に死亡している場合は請求できません）
→ 受遺者の相続人であることを確認できる戸籍謄本等
- ☐ 法人が請求する場合
→ 法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）
- ☐ 法定代理人が請求する場合
→ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（成年後見人等）（作成後3か月以内）
- ☐ 遺言書情報証明書交付請求書又は遺言書の閲覧請求書
- ☐ 請求人の本人確認書類（有効期限内のもの）
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）

③

必要な書類は、次のとおりです。

【必要書類等】

* 遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所（法務局）の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となります。

- ☐ 「法定相続情報一覧図」（住所の記載がないもの）
※ 廃除された者がある場合は、その者の戸籍謄本
- ☐ 相続人全員（廃除された者を含む）の住民票の写し
- ☐ 請求人の住民票の写し
- ☐ 請求人が受遺者の相続人である場合（遺言者より先に死亡している場合は請求できません）
→ 受遺者の相続人であることを確認できる戸籍謄本等
- ☐ 法人が請求する場合
→ 法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）
- ☐ 法定代理人が請求する場合
→ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（成年後見人等）（作成後3か月以内）
- ☐ 遺言書情報証明書交付請求書又は遺言書の閲覧請求書
- ☐ 請求人の本人確認書類（有効期限内のもの）
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）

④ 必要な書類は、次のとおりです。

↓
【必要書類等】 *遺言者や受遺者、遺言執行者の住所が遺言書保管所（法務局）の登録情報と相違する場合は、別途、変更を証明する書類が必要となります。

- ☐ 遺言者（代襲相続がある場合は、被代襲者を含む）の出生時から死亡時までの全ての戸（除）籍謄本
- ☐ 遺言者の死亡後に取得した相続人全員の戸籍謄本
- ☐ 相続人全員の住民票の写し
- ☐ 請求人の住民票の写し
- ☐ 請求人が受遺者の相続人である場合
→ 相続人であることを確認できる戸籍謄本等
- ☐ 法人が請求する場合
→ 法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）
- ☐ 法定代理人が請求する場合
→ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（成年後見人等）（作成後3か月以内）
- ☐ 遺言書情報証明書交付請求書又は遺言書の閲覧請求書
- ☐ 請求人の本人確認書類（有効期限内のもの）
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）

（参考） 請求先及び請求書作成の注意事項です（請求前にチェック願います）。

1 請求先の法務局及び請求方法は、次のとおりです。

請求先：全国の遺言書保管所（法務局） 請求方法：窓口又は郵送

2 請求書は、記入すべき事項を全て記入していますか。

また、該当する口にはレ印を記入していますか。

☐

3 記載事項の訂正、加入、削除の方法は、以下のとおり。

（訂正した文字は読むことができる状態で残していますか。欄外に訂正した旨の記載、訂正箇所に押印は不要です。）

訂正 …二重線を引いて正しい文字を記入する。

削除 …二重線を引く。

加入 …文字と文字の間に 「 ∪ （波カッコ） 」を使う。

☐

4 両面・拡大・縮小印刷をしていませんか。

☐

その他

1 添付書類の原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨の記載及び「記名」をした、コピーと原本を提出してください。

2 郵送で請求する場合は、請求人の住所を記載した返信用封筒、切手を同封してください。